

被災住宅の応急修理

(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)

自宅が一定の被害を受けた世帯に対して、日常生活に必要な不可欠な部分の応急的な修理を行うことにより、引き続き元の住宅で日常生活を営むことができるようにするものです。

対象者

自宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊の被害を受けた世帯



修理の対象部位

居室、炊事場、便所など日常生活に必要な欠くことのできない部分に限られます。次に掲げる緊急性の高いところから優先して修理するようにしてください。

- ①屋根、柱、床、外壁、基礎など
- ②ドア、窓などの開口部
- ③上下水道、電気、ガスなどの配管、配線
- ④便器、浴槽などの衛生設備

費用や手続

自宅の被害の程度に応じ、修理のため支出できる費用の上限額が異なりますので、**受付開始※後、三浦市**にご確認ください。なお、限度額を超える工事費用については、自己負担となります。

※受付は日程が決まり次第、市のホームページ等で広報します。

お問い合わせ先

(受付開始前)

○神奈川県危機管理防災課応急対策グループ 電話 045-210-3430

(受付開始後)

○三浦市都市環境部都市計画課 電話046-882-1111 (内線272~274)

ご自身で手配した場合、支払いをしてしまうと、対象とできないので、ご注意ください。